

# 株式会社メッドフォルシュング 定 款

平成31年 4月 1日作成

平成 年 月 日公証人認証

平成 年 月 日会社設立

# 株式会社メッドフォルシュング 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社メッドフォルシュングと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医療・福祉用具その他の健康な暮らしに資する機器並びに医薬品及び食品全般に関する研究並びに開発
2. 医療機器の開発のための研究会、講演会、開発結果の発表会等の開催
3. 出版物の刊行
4. 医療機器の製造、製造委託、販売、販売委託及び金融支援事業
5. 健康増進に資する研修その他のセミナー事業
6. 医師、薬剤師、看護師、リハビリ技師等、医療関係者の人材派遣業務
7. 上記各号に関するコンサルティング業務
8. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会、取締役及び代表取締役を置く。

- 2 前項に定める機関のほか、監査役、取締役会、その他会社法第326条第2項に定める機関は設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数及び種類)

第6条 当社の発行可能株式総数は1万株とし、その種類のすべてを普通株式とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を株主以外の者が譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当

会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の変更若しくは抹消又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合にはその日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役たる社長がこれを招集する。ただし、代表取締役たる社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、その総会において議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役たる社長がこれに当たる。

2 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

3 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株

主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 当会社の取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期が満了すべきときまでとする。

3 取締役の増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に取締役を複数置く場合は、株主総会の決議により取締役の中から代表取締役1名以上を選定するものとする。

2 当会社に取締役が1名のみ存在する場合は、その取締役が当然に代表取締役の地位を有するものとする。

3 当会社の各代表取締役は、それぞれ業務執行権を有する。

4 代表取締役を複数置く場合は、株主総会の決議で社長1名を選定する。代表取締役が1名のみ存在する場合は、その者を社長とする。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立時に発行する株式の総数、種類)

第28条 設立時に発行する株式の種類及び総数は、普通株式100株とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び設立後の資本金の額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金100万円とし、設立後の資本金の額を同額とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和2年3月31日までとする。

(発起人の氏名、住所、引受株式数及び払込金額)

第31条 当会社の発起人の氏名、住所、引受株式数及び払込金額は、次のとおりとする。

東京都世田谷区奥沢六丁目3番7-307号 氏家 弘

普通株式 100株 金100万円

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第32条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

東京都世田谷区奥沢六丁目3番7-307号

設立時取締役兼設立時代表取締役 氏家 弘

(定款に定めのない事項)

第33条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社メッドフォルシュングを設立するため、下記発起人の定款作成代理人である司法書士仙谷勇人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成31年4月1日

発起人 氏家 弘

上記発起人定款作成代理人

司法書士 仙谷 勇人